

# ASA SPC

ASA Shipping Policy Committee

c/o Japanese Shipowners' Association  
 Kaiun-Building, 6-4 Hirakawa-cho 2-chome  
 Chiyoda-ku Tokyo Japan 102-8603  
 E-mail : int@jsanet.or.jp  
 Tel:+81-3-3264-7180 Fax:+81-3-5226-9166

Asian  
 Shipowners'  
 Association



2019年3月13日：シンガポール

&lt; 試 訳 &gt;

## 会議概要

アジア船主協会（ASA）  
 海運政策委員会（SPC）第31回中間会合

ASA SPCの第31回中間会合は、ASAメンバーであるアセアン、台湾、日本、韓国の各船主協会から17名が出席し、2019年3月13日にシンガポールで開催された。出席者は添付名簿のとおり。これまでの会合同様、SPCメンバーは同席の当委員会法律顧問による監視の下、会合プログラム全体に亘り、関係する競争法を遵守した。今次会合の概要は次のとおりである。

### 1. 「マリタイムシンガポール」

MPA<sup>\*1</sup>のタン・ベン・ティ副局長（開発担当）は全ての参加者に対しシンガポール来訪を歓迎するとともに、本日最初の議題として「マリタイムシンガポール」に関するプレゼンテーションを行った。出席者はMPAがシンガポールの監督官庁の役割とともに、港湾振興の推進者として様々な取り組みを進めている点を興味深く留意した。

\*1 MPA: Maritime and Port Authority of Singapore（シンガポール海事港湾庁）

### 2. 国際的な海運政策動向

ICS<sup>\*2</sup>のサイモン・ベネット副事務局長は、貿易戦争のリスク、多国間貿易協定、造船助成、GHG排出削減問題等の広範な海運政策問題に関しプレゼンテーションを行った。また、Cozen O'Connor事務所のジェフリー・ローレンス弁護士（当委員会法律顧問）は、船社の商業活動に対して規制を強化するフィリピン政府の共同行政命令案の諸問題点に関し、とりわけ国際慣行と一致せず、フィリピンが負う国際協定上の義務に反するものであるとの見解を示した。出席者は2019年2月にWSC<sup>\*3</sup>とAISL<sup>\*4</sup>がフィリピン政府に対し提出した同命令案の再考を求めるコメントを強く支持した。

\*2 ICS: International Chamber of Shipping（国際海運会議所）

\*3 WSC: World Shipping Council（世界海運評議会）

\*4 AISL: Association of International Shipping Lines, Inc.（フィリピンに寄港する外航定期船社36社の団体）

### 3. 2020年船舶SOx規制に関する社会認識向上

BIMCOのマイティ・ボリバー・クララップ東南アジア地区代表は、2020年に施行される全海域で

のSOx（燃料油硫黄分濃度）規制の影響に関するプレゼンテーションを行った。同代表は、規制強化後も公平な競争条件を確保するためには、各船社が規制の遵守に向け万全の準備を進めることが重要であると強調した一方、出席者は今回の新規制への対応が海運業界にとって、財務的に極めて重い課題となる旨を確認した。出席者は本件に関し一般向けに作成・公表された啓発資料に関する情報共有を行い、広報冊子の発行や公開セミナーの開催等を通じ、社会認識向上活動を継続することの重要性を再確認した。

#### **4. 世界の保護主義的措置**

出席者は最近、米国、インドネシア、ロシアを含むいくつかの世界主要地域の海事政策において、長年の国際慣行および海運自由の原則に反する可能性のある保護主義的動きがあることを懸念した。当委員会は、こうした動向に関する状況注視を継続し、他の海事団体と連携の上、適宜必要な対応を行うことで合意した。

#### **5. 独禁法適用除外制度・海運規制**

ローレンス弁護士が世界各地における最近の動向について報告を行った。出席者はとりわけ、協定船社に高度に効率的な国際海運サービス提供を可能ならしめているコンソーシアムへの欧州委員会の競争法適用除外制度見直しが関係者に与える影響の重大性について言及し、2018年12月にASAとECSA<sup>\*5</sup>、ICS、およびWSCが連名で提出した業界共同コメントへの全面的な支持を表明した。出席者は、船社間協定に対する独禁法適用除外制度は、定期船業界の健全な成長、ならびに貿易業界全体にとって信頼あるサービスを維持する上で必要不可欠である、というASAの長年の方針を再確認した。当委員会は、定期船社間協定にとって不可欠な適用除外制度の維持に向けた海運業界の取り組みに対するASAの積極的な支援を支持するとともに、そうしたASAの活動の継続を求めた。

\*5 ECSA: European Community Shipowners' Associations（欧州共同体船主協会）

#### **6. 腐敗行為の撲滅**

出席者は贈収賄その他の汚職行為は、船社の公正な取引にとって長年に亘る根深い障害であることを改めて確認し、2019年4月に開催される次回IMO 簡易化委員会（FAL）にリベリア、マーシャル諸島、ノルウェー、英国、米国、バヌアツ、ICS、BIMCO他が提出する海事分野における汚職対策に関する新規作業計画提案を支持することとした。当委員会では、本件に係る動きを引き続き注視し、MACN<sup>\*6</sup>等の関係方面と連携してこの重要な問題の解決に取り組んでいくことを合意した。

\*6 MACN: Maritime Anti-Corruption Network

#### **7. パナマ・スエズ運河問題**

出席者は運河通航時の安全環境確保、また、大幅かつ事前に予告もない通航料引き上げを抑制するため、運河当局とユーザーとの定期対話が重要である点を再確認した。

\* \* \*

アジア船主協会（ASA）海運政策委員会（SPC）はASAのメンバー船協が諸規制、税制、貿易政策、関税問題、運河・インフラ問題、マクロ経済問題、政策広報などの政策問題を討議する場である。

※本件に関する問い合わせ先：日本船主協会 企画部 山上・村上（tel: 03-3264-7180）

備考：本試訳は参考資料として日本船主協会事務局で作成したもので、会議概要の正文は英文版となる。